

4 医 安 第 5 9 4 号
令 和 4 年 8 月 1 7 日

関係団体の長様

愛 知 県 保 健 医 療 局 長
(公 印 省 略)

新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価
を受けた医薬品の適応外使用について（通知）

令和4年7月29日付け薬生薬審発0729第1号及び薬生安発0729第1号で厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び同省同局医薬安全対策課長から別添のとおり新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品の適応外使用について通知がありましたので御承知いただくとともに、貴会（組合）員への周知について御配慮ください。

担 当 生活衛生部医薬安全課
監視グループ
生産グループ

電 話 052-954-6344（ダイヤルイン）
052-954-6304（ダイヤルイン）

ファックス 052-953-7149

薬生薬審発0729第1号
薬生安発0729第1号
令和4年7月29日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する
事前評価を受けた医薬品の適応外使用について

薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品については、平成22年8月30日付け薬食審査発0830第9号・薬食安発0830第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課長及び安全対策課長連名通知「薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品の適応外使用について」（以下「連名通知」という。）にて各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知しましたが、令和4年7月29日開催の薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会において、別添の医薬品について、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議報告書に基づき、公知申請についての事前評価が行われ、公知申請を行っても差し支えないとされました。

つきましては、別添の医薬品について、連名通知における取扱いと同様の取扱いを行っていただきますよう、貴管下関係医療機関及び関係製造販売業者に対する周知徹底及び御指導方よろしくお願いいたします。

[別添]

1. 一般名：アセトアミノフェン

販売名：カロナール原末、カロナール細粒 20%、カロナール細粒 50%、
カロナール錠 200、カロナール錠 300、カロナール錠 500

会社名：あゆみ製薬株式会社

変更される予定の効能・効果（取消線部削除、下線部追加、関連する部分のみ抜粋）：

- 1) 下記の疾患並びに症状の鎮痛~~各種疾患及び症状における鎮痛~~
~~頭痛、耳痛、症候性神経痛、腰痛症、筋肉痛、打撲痛、捻挫痛、~~
~~月経痛、分娩後痛、がんによる疼痛、歯痛、歯科治療後の疼痛、~~
~~変形性関節症~~

用法・用量（変更なし）：

通常、成人にはアセトアミノフェンとして、1回 300～1000mg を経口投与し、投与間隔は 4～6 時間以上とする。なお、年齢、症状により適宜増減するが、1日総量として 4000mg を限度とする。また、空腹時の投与は避けさせることが望ましい。

<参考>

アセトアミノフェンの効能・効果は、これまで各種疾患・症状名の記載が多岐にわたっていたところ、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議における本品目の術後疼痛及び関節リウマチに関する要望に対する検討結果を踏まえ、本品目は国際的に標準的な鎮痛薬と位置づけられている点も考慮し、効能効果は、個別の疾患名を列挙するのではなく「各種疾患及び症状における鎮痛」とすることが適切とされたものである。